

長野県犯罪被害者等支援推進計画の概要

人権・男女共同参画課

<趣旨等>

- 犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指すもの

<位置付け>

- 犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

<計画期間>

- 令和4年度～8年度（5年間）
- 計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直しを実施

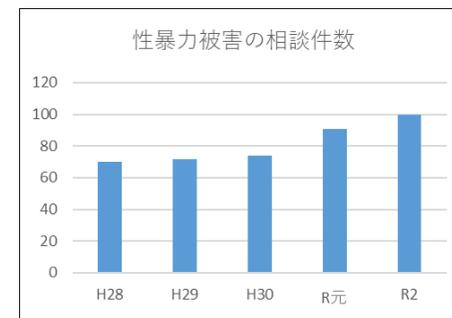
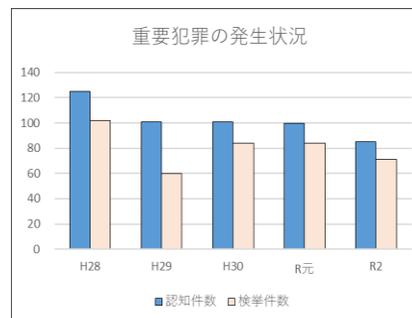
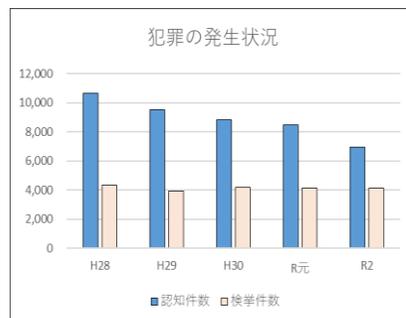
<被害者が置かれている状況>

被害者が抱える課題等

- 心身の不調 被害により、心身に様々な不調が現れ、育児・仕事などができなくなることがある。
- 経済的困窮 仕事の継続が困難になり、かつ医療費等の支出がかさみ、経済的困窮に陥ることがある。
- 二次被害 犯罪被害者等が置かれる状況などが知られておらず、周囲の者からの心無い言動や誹謗中傷に苦しむことがある。

犯罪等の現状

県内の犯罪件数は、犯罪発生件数、重要犯罪発生件数、交通事故発生件数・死傷者数いずれも直近5年では減少傾向にあるものの、性暴力被害、DV被害等の相談件数は増加傾向にある。



条例第3条の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げます

犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

基本方針

途切れない支援の迅速・公正な提供

関係機関同士の適切な連携・協力による支援

施策体系

施策の柱

主な具体的施策

<p>施策の柱 1</p> <p>総合的な支援体制の整備</p>	<p>(1) 支援体制の整備（第9条）</p> <p>(2) 民間支援団体に対する支援（第23条）</p> <p>(3) 人材の育成（第24条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的対応窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置及び専門職の兼務配置 ○支援関係者の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等関係機関連携会議の設置・運営 ・大規模事案等を想定したシミュレーションの実施 ○民間支援団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援センター事業に対する助成 ○支援人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソン研修会の開催
<p>施策の柱 2</p> <p>相談・情報提供の充実</p>	<p>(1) 相談及び情報の提供等（第12条）</p> <p>(2) 損害賠償請求に関する情報の提供（第19条）</p> <p>(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（第20条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者のお困りごとに応じた、相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センターによる早期相談対応 ・弁護士会との連携による無料法律相談の実施 ・「被害者支援ノート」の作成 ○各種相談窓口における相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害、児童虐待、精神保健、警察相談、性暴力被害相談、交通事故、福祉、就労 等
<p>施策の柱 3</p> <p>早期回復・生活再建に向けた支援</p>	<p>(1) 心身に受けた影響からの回復（第13条）</p> <p>(2) 日常生活の支援（第14条）</p> <p>(3) 安全の確保（第15条）</p> <p>(4) 居住の安定（第16条）</p> <p>(5) 雇用の安定（第17条）</p> <p>(6) 経済的負担の軽減（第18条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心身に受けた影響からの回復 <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング費用等の公費支出 ○日常生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「まいさぼ」による生活困窮者支援 ○安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の確保 ○居住支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅への優先入居 ・セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供 ○雇用の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者理解の促進に向けた企業人権セミナー等の開催 ○経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金の給付（遺族見舞金：60万円、重傷病見舞金：20万円）
<p>施策の柱 4</p> <p>県民の理解の増進</p>	<p>(1) 県民の理解の増進（第21条）</p> <p>(2) 学校における教育（第22条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の理解の増進 <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者支援週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施 ○学校における教育 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒等を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」の開催